

委員会の活動

総務委員会

〔陳情の審査〕

不採択すべきものと決定

- ◆ 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情
- ◆ 「立川市憲法条例」制定を求める陳情
- ◆ 立川市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情

〔主な報告事項〕

- ◆ スマートフォンアプリ「LINE」を活用した情報発信等について
- ◆ 若葉町まちづくりワークショップの実施報告について
- ◆ 立川市市内ネットワーク障害について 外12件

文教委員会

〔議案の審査〕

可決すべきものと決定

- ◆ 立川市立学校の学校給食費に関する条例

〔主な報告事項〕

- ◆ 若葉台小学校新校舎の雨漏りについて
- ◆ 立川第四中学校第一理科室の火災について
- ◆ 立川第七中学校体育館の復旧について
- ◆ 中央図書館窓口業務等について 外11件

〔所管事項質問〕

- ◆ 砂川学習館の展示について
- ◆ 砂川学習館の建替えについて

議会改革特別委員会

新たに議会改革特別委員会が設置されました。令和2年度に改正された議会基本条例に基づき、同条例の検証を実施します。



後列左より 若木 早苗 あべ みさ さとう ゆき 松本あきひろ
前列左より 福島 正美 江口 元気(委員長) 瀬 順弘(副委員長)

厚生産業委員会

〔議案等の審査〕

可決すべきものと決定

- ◆ 立川市高校生等医療費助成条例

否決すべきものと決定

- ◆ 立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

不採択すべきものと決定

- ◆ 立川市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情
- ◆ 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情

〔主な報告事項〕

- ◆ 原油価格・物価高騰等に対する事業者等支援について
- ◆ たちかわ版・出産応援育児パッケージの配布について 外19件

〔所管事項質問〕

- ◆ 医療的ケア児及び重症心身障がい児の放課後等支援について
- ◆ 「立川市の保育のあり方に関する提言」について
- ◆ 高額介護サービス費について

環境建設委員会

閉会中も委員会で調査・研究を行うため、特定事件とすることを決定

〔特定事件〕

- ◆ 湖南衛生組合について

〔議案等の審査〕

可決すべきものと決定

- ◆ 湖南衛生組合への加入について

採択すべきものと決定

- ◆ 昭島市・巨大物流センター建設に伴う交通量増加反対に関する請願

〔主な報告事項〕

- ◆ 立川市シェアサイクル実証実験の運用状況について
- ◆ 2050年カーボンニュートラルに向けて
- ◆ アライグマ・ハクビシン防除業務について 外7件

〔所管事項質問〕

- ◆ 立川市の土の回収の現状について
- ◆ カーブミラーの設置について
- ◆ 斜路の閉鎖に伴う東地下道南口への東側階段整備について

政治倫理審査会から報告書が提出され、議会としての措置を実施しました

令和4年5月9日、議長に対し11名の議員の連名で、中山ひと美議員が立川市議会議員政治倫理条例第3条の第1号及び第2号(※)の政治倫理基準に違反している旨の調査請求が提出されたことを受け、議長において、5月11日付で立川市議会政治倫理審査会に対し、審査付託を行いました。同審査会は5回におよぶ調査・審議を行い、8月18日に議長へ審査結果報告書が提出されました。報告書では、立川市議会議員政治倫理条例第3条第1号に違反するとの判断が示され、文書による嚴重注意を行うことを勧告しています。

この報告を受け、議会の措置として文書による嚴重注意を行うことを決定し、8月30日に議長室にて、議長から中山ひと美議員へ嚴重注意通知書を手渡しました。

審査結果報告書及び嚴重注意通知書については、市議会ホームページで公表しています。また、議会事務局でも閲覧することができます。

なお、今回、条例等を運用するなかで様々な課題が明らかになったことから、立川市議会政治倫理条例検討会議を立ち上げ、今後、条例の改正等に向けた検討を行ってまいります。

※立川市議会議員政治倫理条例第3条

第1号

市民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

第2号

市民全体の代表として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

政治倫理条例とは

立川市議会議員政治倫理条例は、平成15年10月に発覚した水道工事からむ不正入札事件を機に、再発防止に向け、市民の信頼回復のために議員の倫理の確立を最優先に取り組むべきものであるとして、平成16年6月18日に制定されました。立川市議会政治倫理審査会は、議員が条例で定める政治倫理基準に違反しているとして市民などから調査請求があった場合、議長の要請に基づき政治倫理基準違反の存否などについて審査します。